

山口県報

令和2年
8月14日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(管財課).....
 - 自然公園法第九条第二項の規定による公園事業の決定(自然保護課).....
 - 道路の位置の指定(建築指導課).....
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....
- 公告
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....



山口県告示第二百七十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県庁舎防災設備等更新工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

令和二年八月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県庁舎防災設備等更新工事
 - (一) 工事場所 山口市滝町地内
 - (二) 工事の概要

| 構造及び規模 | 工事内容 |
|--|-------------|
| 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下二階 地上二五階建 延べ面積 七二、〇〇〇平方メートル | 防災設備等更新工事一式 |

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(電気工事業に係るものに限る。)を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和二年八月十三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の電気工事の数値が八百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

持参し、又は郵便により提出するものとする。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県総務部管財課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和二年九月一日から同月四日までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

令和二年九月十七日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県総務部管財課（電話〇八三一九三三一二三三七）にすること。

山口県告示第二百七十五号

自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第九条第二項の規定により、北長門海岸国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県長門農林水産事務所及び長門市経済観光政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年八月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

| | | | |
|---------------|---------------|----------------|------------------|
| 公園名 | 事業名 | 位 置 | 規 模 |
| 北長門海岸 国定公園 | 龍宮の潮吹 園地事業 | 長門市油谷津黄（龍宮の潮吹） | ウッドデッキ 二二五平方メートル |

山口県告示第二百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和二年八月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

令和二年八月十四日印刷

発行人 山口県知事

| | | | |
|----------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 地名及び番地 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 指定年月日 |
| 下松市大字末武中字下和田一二九二の四及び二二九二の六 | 四・〇 | 一一二・八 | 令和二、 七、二二 |

山口県告示第二百七十七号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正し、令和二年八月三十一日から施行する。

令和二年八月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中

目八番一七号

を

目一五番一七号

に改める。



(一七〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和二年八月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市潮音町六丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市虹ヶ丘一丁目九番二五号

有限会社ニッセイ地所

周南市鐘楼町三番一号

三和土地建物株式会社